

大臣官房文教施設企画・防災部

安全・安心で質の高い 学校施設等整備の推進

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域住民の避難所としての機能も果たすことから、安全・安心を確保することは極めて重要です。

文部科学省では、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備の推進と併せて、長寿命化対策、環境を考慮した学校施設の整備等を推進し、地方公共団体が学校施設を整備する際の参考となる指針や手引、事例集等を作成し、その普及を通じて質の高い学校づくりを進めています。また、誰もが安心して利用できる安全な学校施設づくりを目指し、耐震化や防災機能強化等を推進しています。

1

豊かな学校施設環境の構築

(1) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能の確保のため、施設計画及び設計における基本的な考え方や留意事項を示した「学校施設整備指針」を学校種ごとに策定しています。また、今後の学校施設の在り方や学校施設整備指針の改定について、学識経験者等からなる「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）において調査研究を行ってき



学校施設の在り方に関する
調査研究協力者会議

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/066/index.html

ました。直近では、1人1台端末環境のもと個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、協力者会議の下に「新しい時代の

学校施設検討部会」を設置し、令和3年1月から新しい時代の学びを実現するための学校施設の在り方やその推進方策について検討を進めてきました。その成果は令和4年3月に「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 最終報告」としてまとめられ、柔軟で創造的な学習空間や地域・社会との共創空間など、新しい時代の学び舎として目指す5つの姿とその姿を実現するために、学校設置者や国が取り組む推進方策が提言されました。

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

- 学び 》 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
- 生活 》 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
- 共創 》 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

- 安全 》 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
- 環境 》 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現



（学び）多目的スペースの活用による多様な活動へ柔軟に対応できる学習空間



(共創) 地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間

新しい時代の学び舎として目指していく姿

こうした提言等を踏まえ、文部科学省では、令和4年6月に各学校施設整備指針を一齐に改訂するとともに、令和4年7月に「学校施設の脱炭素化に関するワーキンググループ」、令和5年1月に「学校施設の質的改善・向上に関するワーキンググループ」を新たに立ち上げ、新しい時代の学びを実現する具体的な整備内容等について、議論を進めています。

(2) 学校施設整備・活用推進プラットフォーム (CO-SHA Platform)

新しい時代の学びを実現する学校施設の整備・活用や技術的な課題に対応する学校設置者の取組を支援するため、文部科学省のWEBサイトにプラットフォーム (CO-SHA Platform) を構築し、令和4年11月から運用を開始しました。CO-SHA Platformは3つの役割を有しています。1つ目は、学校施設の整備・活用事例、ノウハウの蓄積・発信を行う「新たな学校施設のアイデア集」の役割です。例えば「快適性と省エネの両立を目指した、地域の防災拠点となる長寿命化改修」を行った学校施設の改修概要やプロセス等を発信しています。2つ目は、専門的・技術的な知見を有する「CO-SHA アドバイザー」による相談対応や助言等を行う「相談窓口」の役割です。例えば、計画・設計についてのアドバイスや整備・施工についての相談をすることができます。3つ目は、学校関係者の横のつながり作りを目的とした「ワークショップ等のイベント開催」の役割です。例えば、本年2月にオンライン開催された「地域や社会と連携・協働し、共に創る学校とは?」では、「地域や社会との共創空間としての学校」

をテーマに登壇者の方々から事例を基に講演いただき、その後、有識者を交えたクロストークにより地域における学校施設の在り方を深堀りしました。

今後もコンテンツの更新・充実を行い、地方自治体が新しい時代の学びを実現する学校施設づくりを推進できるよう支援していきます。

(3) 学校施設のバリアフリー化の推進

令和3年4月に改正バリアフリー法等が施行され、特別特定建築物に公立小中学校等が新たに位置付けられ、2,000㎡以上の公立小中学校等を建築等する際に、廊下の幅や車いす使用者用のトイレの数等を示したバリアフリー基準への適合が義務付けられたほか、2,000㎡未満のものを建築する際や既存の建築物に対しても基準適合への努力義務が課せられました。

こうしたなかで、文部科学省では令和2年7月に「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」を設置し、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について検討を行い、同年12月に報告書を取りまとめました。この報告書を踏まえ、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂し、学校設置者に対して国としての公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標を示すとともに加速化を要請しました。

また、学校設置者の取組の加速化を支援するため、令和3年度より既存の公立小中学校等施設におけるバリアフリー化工事の国庫補助率を1/3から1/2に引き上げました。

さらに、令和4年度、前回の令和2年度調査に引き続き、2回目となる「学校施設のバリアフリー化に関する実態調査」(令和4年9月時点)を実施し、調査結果を公表するとともに、改めて学校設置者に対して取組の一層の推進



学校施設整備・
活用推進プラットフォーム
(CO-SHA Platform)
<https://www.mext.go.jp/co-sha/index.html>



学校施設の
バリアフリー化の推進
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_00003.html

学校施設の長寿命化と維持管理

や加速化を要請しました。併せて、普及啓発のため、文部科学省 WEB サイト中に「学校施設のバリアフリー化の推進」の特設ページを開設しています。

対象		令和4年度	令和7年度末までの目標
バリアフリー トイレ	校舎	70.4%	避難所に指定されている 全ての学校に整備する
	屋内運動場	41.9%	
スロープ等 による 段差解消	門から建物の 前まで	校舎	全ての学校に整備する
		屋内運動場	
	昇降口・ 玄関等から 教室等まで	校舎	
		屋内運動場	
エレベーター	校舎	29.0%	要配慮児童生徒等が 在籍する全ての学校に 整備する
	屋内運動場	70.5%	

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

(1) 公立学校施設の長寿命化に向けた取組

公立学校施設については、これまで耐震化を優先的に進めてきましたが、その一方で老朽化が進行した学校施設の増加に伴い、安全面や機能面における不具合が多く発生するなど対策が喫緊の課題となっています。

厳しい財政状況の下、施設の老朽化のみならず、1人1台端末に対応した教育環境向上等の公立学校施設を取り巻く様々な課題を解決するためには、中長期的な視点の下、計画的な整備を行うとともに、コストを抑えながら改築（建替え）と同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物量も少ない「長寿命化改修」に重点を移していくことが必要です。

長寿命化改修は、建物の耐久性を高めることに加え、学校施設に対する現代の社会的事情に応じるよう、建物の機能や性能を引き上げるものです。適切なタイミング（おおむね築後45年程度まで）で長寿命化改修を行うことで、技術的には、70～80年程度に耐用年数を延ばすことが可能です。

設置者における所管施設等の長寿命化に向けた取組を更に推進するため、文部科学省では、令和3年3月、「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)(令和3年3月)」(以下「行動計画」という。)を改定しました。

行動計画では、各設置者におけるメンテナンスサイクルの構築や中長期的な維持管理等におけるトータルコストの縮減、予算の平準化を目指すべき姿として掲げるとともに、各設置者に対して個別施設計画の早期かつ確実な策定や積極的な公表をお願いしています。

これらを踏まえ、文部科学省では、すべての地方公共団体に対して、公立学校施設の個別施設計画を令和2年度までに策定するよう要請してきたところであり、令和4年4月1日現在で98.0%の学校設置者において策定が完了しています。

今後は、各設置者において計画の適時の見直しや内容の充実化が図られるよう、文部科学省は、各設置者が策定した個別施設計画に記載されている主な内容をまとめた一覧表を公表するとともに、教育委員会と首長部局との横断的な検討体制の構築に関する解説書や計画の内容

(4) 公立学校施設整備の関連予算

新しい時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進、防災・減災、国土強靱化の推進や脱炭素化の推進等、公立学校施設を取り巻く様々な課題に対応する施設整備を支援するため、公立学校施設整備の関連予算を令和5年度当初予算案に687億円を計上しており、令和4年度第2次補正予算1,204億円と併せて、総額1,891億円としています。また、令和5年度当初予算案では以下の制度改正を盛り込んでいます。

1点目は、障害のある児童生徒が安心して学べる環境整備を進めるため、教室不足解消に向けた既存の特別支援学校校舎の改築・改修の補助率について、令和6年度までの間1/2に引き上げるものです（後述）。

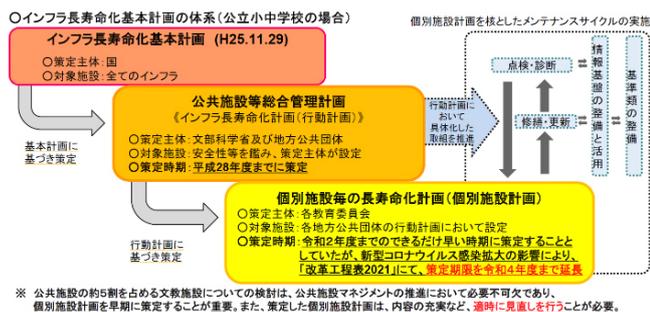
2点目は、避難所としての機能強化等を進めるため、断熱性が確保されている学校体育館への新たな空調設置の補助率について、令和7年度までの間1/2へ引き上げるものです。

また、国庫補助に係る建築単価について、資材費の高騰等を踏まえ、鉄筋コンクリート造の小中学校校舎では対前年度比10.3%増としています。

引き続き、各地方公共団体が地域の実情に応じて計画的な施設整備を行えるよう支援していきます。

充実に向けた見直しに資する事例集の作成、周知を行うなど、引き続き、長寿命化対策の取組の支援に努めてまいります。また、地方公共団体による長寿命化改修の導入を推進するため、地方公共団体が行う長寿命化改修に対して国庫補助を行っています。

今後も引き続き、各地方公共団体が長寿命化改修などの老朽化対策をそれぞれの実情に応じて適切に進めることができるよう支援してまいります。



な安全性・機能性が求められます。建築当初には備わっているこれらの性能も、経年等により満たさなくなっている恐れがあります。学校施設の管理者等においては、当該施設が常に健全な状態であるよう、適切に維持管理を行うことが必要です。

近年、学校施設の老朽化に伴い、安全面における不具合が増加しています。また、体育館の床板剥離による負傷事故、防球ネットの支柱倒壊による児童死傷事故など重大事故も継続的に発生しています。

文部科学省では、このような学校施設に起因する事故等を防ぐため、学校設置者に対して、倒壊や落下等により重大な事故につながる恐れのある工作物等の点検を要請するなど安全確保に係る通知を発出するとともに、適切な維持管理が進むよう手引きやパンフレットなどを作成・周知しています。

今後も引き続き、学校施設における維持管理の適切な実施を推進していきます。



学校施設の維持管理について
(通知、手引き、パンフレット)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/index.htm



(2) 学校施設における維持管理の徹底

学校施設には、日常のみならず災害時においても十分

(3) 文教施設の多様な整備手法の活用

文部科学省では、文教施設におけるコンセッション事業を含めた PPP/PFI の案件形成を進めるため、令和4年度には各省の支援策や取組事例について紹介した施策集を作成するとともに、令和5年度予算案には、専門家による伴走支援等の支援事業の新設、拡充を盛り込みました。今後も、トップセールスや説明会等の実施を通じて周知を図り、コンセッション事業を含めた PPP/PFI を検討する地方公共団体の支援に取り組んでいきます。

また、文教施設の集約・複合化は、地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現するための多様な整備手法の一つです。文部科学省では、令和4年度に文教施設の集約・複合化等の調査を実施し、実態を把握するとともに、集約化・複合化に関する基本的な考え方と留意事項等を提示した報告書や事例集等について周知しています。

なお、学校施設環境改善交付金では、令和4年度に制度改正を行い、学校以外の公共施設との複合化・集約化を伴う改築及び長寿命化改修について、一定の条件の下、

補助率の引上げ（1/3 から 1/2）を実施しています。

3

環境を考慮した学校施設づくり

(1) 環境を考慮した学校施設の整備推進

気候変動問題など様々な課題が深刻化する中、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー設備の導入等をはじめとした脱炭素化を積極的に推進することが求められています。

文部科学省では関係省庁と連携して、校舎や体育館等の断熱性の向上、再生可能エネルギー設備の導入、校庭の芝生化などの環境を考慮した学校施設（エコスクール）を推進しており、エコスクールパイロット・モデル事業を平成9年度から28年度まで実施し、1,663校認定してきました。また平成29年度からの「エコスクール・プラス」では、令和4年度までに249校認定しています。

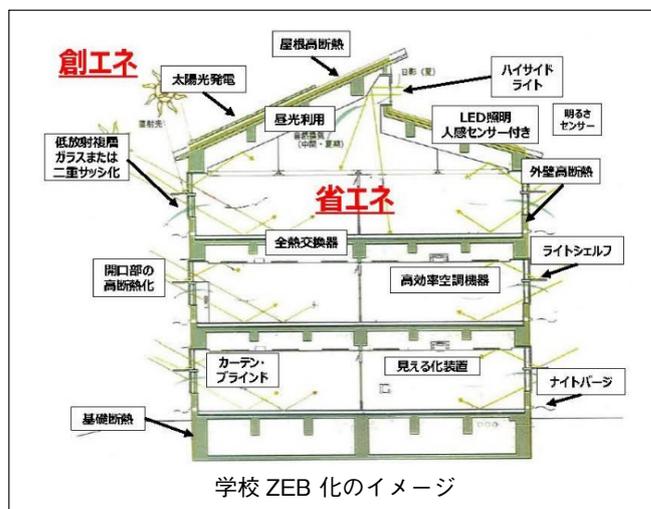
エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、児童生徒が環境について学ぶ教材としての側面を持つとともに、地域の環境教育の発信拠点としての機能を果たすなど、施設自体の建築的要素と運営・教育という人的要素が調和して機能するよう、「施設面」・「運営面」・「教育面」の3つの視点に留意することが重要です。

さらに、整備されたエコスクールを一層活用していくため、令和元年度に「環境を考慮した学校施設づくり事例集—継続的に活用するためのヒント—」を作成の上周知し、学校設置者の取組を促進しています。

また、これまでのエコスクールの取組を深化させ広げていくとともに、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指したネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の整備の推進に取り組んでいます。令和4年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域に立地する学校などのうち、ZEB Ready を達成する事業に対し、国庫補助単価

の上乗せを行っています。

引き続き、学校施設の脱炭素化の推進に取り組んでいきます。



学校 ZEB 化のイメージ

(2) 学校における省エネルギー対策の推進

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和54年法律第49号）に基づき、事業者はエネルギーの使用の合理化（省エネルギー）に努めることが求められています。省エネルギーは、我慢によるエネルギー使用量の削減を求めることなく、児童生徒の学習環境を確保した上でエネルギーを無駄なく使用することです。

近年の学校施設は、エアコン設置やICT導入による高機能化や学校教育以外の多目的利用等による多機能化によりエネルギー使用量が増加する傾向にあり、地方公共団体が省エネルギーの推進に苦慮している状況が見られます。

このため、文部科学省では、学校でできる省エネルギー対策に関する資料「学校でできる省エネ」（平成24年3月）や「学校等における省エネルギー推進のための手引き」（平成31年3月）を作成し、省エネルギー対策に関する講習会の開催などを通じて周知・普及する取組を行っています。

また、学校設置者等に対し、エネルギー使用量が増加する夏季と冬季に省エネルギーの取組への協力を呼び掛けています。



環境を考慮した学校施設
づくり事例集—継続的に活
用するためのヒント—

[https://www.mext.go.jp/b_menu/
shingi/chousa/shisetu/044/
toushin/1421996_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm)



省エネ法、グリーン購入
法等への取組

[https://www.mext.go.jp/a_menu/
shisetu/green/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/index.htm)

(3) 木材を活用した学校施設づくり

学校施設における木材利用は、木材の柔らかで温かみのある感触や優れた吸湿効果から、豊かで快適な学習環境づくりを行う上で大きな効果が期待できます。また、森林の保全、地場産業の活性化などの観点からも大きな意義があります。

このように、多面的な効果等のある木材を学校施設に利用していくため、文部科学省では、「木の学校づくり—その構想からメンテナンスまで—（改訂版）」（平成30年度）や「木の学校づくり 学校施設等のCLT活用事例」（令和元年度）などの手引き・事例集の作成、施策や好事例を紹介する講習会の開催など、普及啓発に取り組んでいます。また、地域材を利用した木造の公立学校施設の整備について、国庫補助単価の上乗せを行っています。



「令和4年度 木材を活用した学校施設づくり講習会」より
(高知県 大豊町立大豊学園)

令和3年6月に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）により、脱炭素社会実現の観点からも、より一層の木材利用を推進することが求められています。

文部科学省では、こうした状況も踏まえて、引き続き、木材を活用した学校施設づくりに取り組んでいきます。

4

公立特別支援学校の 教室不足への対応

公立特別支援学校では、令和3年10月1日時点の調査

で、全国で3,740教室が不足しています。前回調査（令和元年5月1日時点）と比較して、578教室増加しており、依然として高い水準で全国的に教室不足が生じています。文部科学省では、教室不足のより一層の解消に向けて、各設置者の取組を支援するため、特別支援学校の新增築等の施設整備に対して優先的に国庫補助を行っています。また、令和2年度から6年度までを教室不足解消のための「集中取組期間」とし、特別支援学校ではない既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について補助率を1/3から1/2へ引き上げていることに加え、令和5年度当初予算案において、教室不足解消に向けた既存の特別支援学校校舎の改築・改修についても、同期間中は補助率を1/3から1/2へ引き上げる制度改正を盛り込んでいます。各設置者に対しては、特別支援学校への受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、教室不足の解消計画を可及的速やかに策定・更新するとともに、学校の新設や校舎の増築、分校・分教室の整備、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等によって、教育上支障が生じないよう適切な対応を求めています。

また、各都道府県に対し、教室不足解消の前倒しの可否や課題等について個別にフォローアップするとともに、解消に向けた好事例の収集を行い、そのノウハウ等を各設置者に共有するなど、取組の加速化を働きかけています。

5

公立学校の廃校施設等の活用

少子化に伴う児童生徒数の減少による廃校施設等の有効活用が課題となっています。こうした状況を受けて、文部科学省では、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用用途を募集している廃校施設情報の公表等を通じて、廃校を使ってほしい地方公共団体と、廃校を使いたい事業者等への情報発信・マッチングを行っています。

また、国庫補助金により整備した学校施設を学校以外に転用等する場合、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分であれば、原則として国庫納付を不要にするなど、財産処分手続を簡素化しています。



～未来につなごう～
「みんなの廃校プロジェクト」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm



余裕教室の有効活用
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm



IT 企業のオフィスとして廃校を活用

6

災害に強い学校施設整備

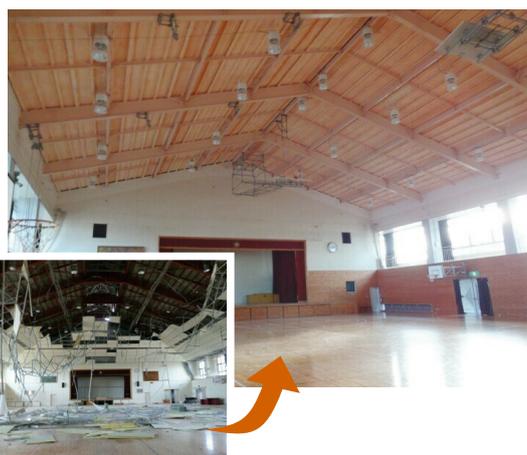
(1) 学校施設の耐震化等

学校施設は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要です。

そのため、文部科学省では、学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策について、学校設置者の取組が進むよう、指針の策定や対策方法・対策事例を紹介した事例集、ガイドブックの作成とその周知・普及に加えて、国庫補助制度の充実を図りなが

ら重点的に推進してきました。

その結果、令和4年4月1日現在で公立小中学校の構造体の耐震化率は99.7%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は99.5%となり、これらについての対策はおおむね完了した状況です。文部科学省としては、これらの対策が未完了の地方公共団体に対して、引き続き、必要な財政支援を行うとともに、一刻も早く耐震化が完了するよう要請しています。



屋内運動場の吊り天井の落下防止対策の例（天井撤去）

「平成28年熊本地震」では、公立学校施設においては、耐震化や吊り天井の対策が進んでいたため、倒壊・崩壊等の大きな被害は発生しませんでした。一方、吊り天井以外の非構造部材における被害が大きく、避難所としての使用ができない学校も多くなりました。このような経験から、文部科学省に設置した有識者会議で取りまとめた緊急提言では、安全対策の観点から優先順位をつけて計画的に老朽化対策を行うことなどの課題が提示されました。これを踏まえ、非構造部材に落下防止を含めた老朽化対策の取組を支援してきており、令和4年4月1日現在で、公立小中学校施設の吊り天井以外の非構造部材の耐震対策実施率は66.1%となっています。文部科学省としては、引き続き、非構造部材の耐震対策の推進を行います。

また、文部科学省において実施した避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査では、平成31年4月1日時点で、避難所としての防災機能の整備が進んでいるものの、断水時のトイレ使用が可能な学校が6割弱にとどまるなど、引き続き防災機能強化の対策が必要な状況でした。これを受け、防災担当部局等と教育委員会の連携協力体制の構築を図るようお願いするとともに、学校施

設の防災機能に関する事例集の作成とその周知・普及や国庫補助などにより、避難所となる学校施設の防災機能の強化の推進に取り組んでいます。

(2) 近年の水害に対する取組

「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」等で発生した大規模な風水害では、学校施設等に甚大な被害が広範囲に及びました。令和3年6月に文部科学省において公表した調査では、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地し、地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられている学校が、全国の公立学校約3万7千校のうちの約3割となるなど、水害等のリスクを抱えている学校が一定数あることが明らかになりました。このことから、上記調査結果の公表と合わせて、文部科学省において「学校施設の洪水・土砂災害対策事例集」を作成し、各学校設置者へ周知しました。また、「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」を令和3年11月に立ち上げ、本協力者会議のもとに水害対策検討部会を置き、学校施設の洪水対策の基本的な考え方などについて検討を行い、令和4年6月に、「水害リスクを踏まえた学校施設の洪水対策の推進に向けて ～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開に資する韌(しな)やかな学校施設を目指して～ 中間報告」として取りまとめました。引き続き具体的な検討の手順等も示した手引きの検討を行っており、最終報告として取りまとめる予定です。



大雨による浸水により被災した学校施設

(3) 防災・減災、国土強靱化への取組

防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、令和7年度までの5か年に重点的・集中的に講じる対策を

とりまとめたものとして「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和2年12月11日に閣議決定されました。この中で、学校施設関係の対策として、非構造部材の耐震対策を含む老朽化対策や防災機能強化対策を行うこととされています。

また、国土強靱化基本計画(平成30年12月閣議決定)は、国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うことと定めており、今般、見直しが行われています。

文部科学省としては、地震や津波などの大規模な災害時において避難所としての役割も果たす学校施設の機能維持を図るため、財政支援など防災・減災、国土強靱化に必要な支援に取り組んでいきます。

(4) 学校施設の災害復旧

文部科学省では、自然災害により被害を受けた公立学校施設の復旧に要する経費の一部を国庫負担(補助)しています。特に、激甚災害に指定された災害に関しては、地方公共団体ごとにその財政規模に応じて国庫負担率が引き上げられます。

このような取組により、平成23年に発生した「東日本大震災」により被災した学校施設については、国からの支援を得て復旧する公立学校2,325校のうち2,319校(99.7%)の復旧が完了しました。

東日本大震災以降も、「平成28年熊本地震」、「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」、「令和2年7月豪雨」など相次ぐ災害により、多くの学校施設が被害を受けました。これらの災害の被災地でも国からの支援を得て、仮設校舎の設置や校舎の本復旧などが現在も進められています。

文部科学省では、引き続き、自然災害により被害を受けた学校施設の早期復旧に向けて支援していきます。